

安全保障理事会決議 1882(2009)

2009年8月4日、安全保障理事会第6176回会合にて採択

安全保障理事会は、

武力紛争によって影響を受けている子どもの保護の問題に対処している、包括的枠組みとして貢献している、1999年8月25日の決議1261(1999)、2000年8月11日の1314(2000)、2001年11月20日の1379(2001)、2003年1月30日の1460(2003)、2004年4月22日の1539(2004)、および2005年7月26日の1612(2005)、並びに2006年7月24日の安保理議長声明(S/PRST/2006/33)、2006年11月28日(S/PRST/2008/48)、2008年2月12日(S/PRST/2008/6)、2008年7月17日(S/PRST/2008/28)および2009年4月29日(S/PRST/2009/9)を再確認し、

決議1612(2005)の実施は、進展を促進し、その結果として、子どもたちが家族や共同体に戻り、再統合し、時間を限った行動計画の実施に関し、国際連合国家レベル・タスク・フォースと武力紛争当事者との間の、より組織的な対話となったことを確認しつつ、刑事責任の免除により武力紛争下の子どもの権利と保護に関して適用される関連規定を紛争当事者が違反し続ける問題あるいくつかの状況において進展が欠如していることに深く懸念し続け、

武力紛争によって影響を受けている全ての子どもたちの保護と救援を提供する主要な役割は、国家の政府であることを強調し、

監視および報告手続の枠内の国際連合機関が取った全ての行動が、国家政府が有する保護および社会復帰の役割を、支援し補完するように適切に設計されなければならないことをくり返し表明し、

刑事責任の免除を終らせおよびジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪並びにその他の子どもに対する甚だしい犯罪に関し責任ある者を訴追する国家の責任を想起し、

武力紛争の状況下で行われた子どもに対する犯罪を行った疑いがある数名の者が、国内司法制度および国際的司法手続並びに混合刑事裁判所および法廷に訴追された事実を歓迎し、

武力紛争における子どもの保護は、紛争解決のいかなる包括的戦略の重要な側面となら

ねばならないことを確信し、

武力紛争の全ての当事者が、児童の権利条約および武力紛争における子どもの関与に関する児童の権利条約選択議定書、並びに 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその 1977 年追加議定書を含む武力紛争における子どもの保護に関し適用される国際法の義務を厳格に履行することを要請し、

国際の平和と安全の維持に関し、安保理の主要な義務およびこれとの関係で、子どもに対する武力紛争の広範囲な影響に対処することの公約をくり返し表明し、

武力紛争によって影響を受けた子どもの保護に関する安保理決議およびその他の国際的義務並びに適用される規範の尊重を保障する決意を強調し、

2009 年 3 月 26 日の事務総長報告書 (S/2009/158) を審議し、本決議は、事務総長報告書に言及されている状況が、ジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈における武力紛争か否か、またかかる状況下の非政府団体の法的地位の判断を下す目的ではないことを強調し、

子どもが、計画的な攻撃目標、無差別かつ過大な武器の使用、無差別な地雷、クラスター爆弾およびその他の武器の使用、および人間の盾としての子どもの使用の結果を含む、武力紛争における殺害、および不具にされたことによる死傷者の相等数を占め続けていることに深く懸念し、また、同様にいくつかの状況においては戦争の戦術として、レイプおよびその他の形態の性的暴力がの使用や命令を含む、武力紛争下またはそれに関連した、子どもに対するレイプおよびその他の形態の性的暴力の高い発生率と残虐な行為が、愕然とさせられるレベルとなっていることに深く懸念し、

1. 武力紛争の当事者による子どもの徴兵と使用、および武力紛争の当事者による子どもたちの再徴兵、殺害、傷害、レイプおよびその他の性的暴力、誘拐、学校や病院への攻撃、人道的アクセスの拒否および武力紛争の状況下で子どもに対して実行されたその他の国際法違反を強く非難する。
2. 監視および報告手続は、決議 1612 (2005) 第 2 項に定められた原則に従って子どもと武力紛争の事務総長報告書付属資料に記載された状況において実施され続け、およびその設立と実施は安保理の議題にある状況を含めるか否かの安全保障理事会による決定を損なったり、暗示するものではないことを再確認する。

3. 決議 1379 (2001) 第 16 項を想起し、事務総長に対し、全てその他の子どもに対する暴力および虐待を考慮に入れつつ、適用される国際法に違反して、武力紛争の状況下での子どもの殺害と傷害かつ／またはレイプおよびその他の性的暴力に従事している当事者を、事務総長の子どもと武力紛争の報告書の付属資料に含めることを要請し、本項は決議 1379 (2001) 第 16 項に定められた条件に従った状況に適用されることを留意する。
4. 子どもと武力紛争事務総長特別代表を通して、事務総長が、彼の定期報告書の付属資料に含まれるかもしれない当事者によって子どもに対して行われた暴行や虐待に関し、早い機会から関係政府と適切な情報交換を行い対話を維持するように招請する。
5. 適用可能な国際法に違反する子どもの徴兵と使用を停止するための、時間を限った具体的行動計画の準備し実施する安保理の求めに、武力紛争のいくつかの当事者が対応したことを留意しつつも、
 - (a) まだ適用可能な国際法に違反する子どもの徴兵と使用を停止するための行動計画の準備および実施をまだしていない、子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された武力紛争当事国に対し、これ以上の遅滞なくそのようにする安保理の求めをくり返し表明する。
 - (b) 適用可能な国際法に違反して、武力紛争の状況下で子どもの殺害と傷害かつ／またはレイプおよびその他の子どもに対する性的暴行を行っている子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載されたそれらの当事者に対し、かかる暴行や虐待を停止するための時間を限った具体的行動計画を準備することを求める。
 - (c) さらに、子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された全ての当事者に対し、子どもに対して実行された全てのその他の暴行および虐待に対処し、これに関連して具体的な約束と措置に着手することを求める。
 - (d) 子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された当事者に対し、本項に含まれた規定の実施を、子どもと武力紛争の事務総長特別代表および監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースと密接に協力して実施するよう促す。
6. この文脈において、加盟国に対し、監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームと密接に協議して、時間を限った行動計画の策定と実施、および武力紛争における子どもの保護に関連した、義務と約束の国際連合国家レベル・タスク・フォースによる再検討および監視を促進する方法を考案することを奨励する。
7. 子どもと武力紛争に関する決議の尊重が保障されるための決意をくり返し表明し、これに関連して、

- (a) 決議 1612 (2005) の第 8 項で要請された、子どもと武力紛争作業部会の持続する活動および勧告を歓迎し、また作業部会が定期的に安全保障理事会に報告を続けることを招請する。
 - (b) 作業部会と関連する安全保障理事会制裁委員会との間での、武力紛争下における子どもに対する暴行および虐待に関する要を得た情報交換を含む、より促進された連絡を要請する。
 - (c) 決議 1612 (2005) の第 9 項に従って執拗な犯罪者に対して行動を取る安保理の意図を再確認する。
8. 子どもと武力紛争に関する安全保障理事会決議の効果的フォローアップを保障し、監視した子どもと武力紛争の事務総長特別代表と緊密な協力をもって事務総長に進展を報告することを保障し、子どもと武力紛争に関連した問題に調和のとれた対応を保障する、各々の職務権限に一致した、監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームの責任を強調する。
9. 事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する彼の報告書に作業部会勧告の実施に関する詳細な情報を、より組織的に含むことを要請する。
10. 国家特定状況に関する彼の全ての報告書に、具体的内容として子どもと武力紛争の問題が含まれることを保障すべきという事務総長への安保理の要請をくり返し表明し、安保理の議題としてそれらの状況を審議する際、関連する安全保障理事会決議並びに子どもと武力紛争作業部会の勧告の履行を含む、そこに規定された情報に安保理の完全な注意が向けられる安保理の意図を表明する。
11. 平和維持活動局が最近採択した子どもの保護政策指示に従い、平和維持ミッションに子どもの保護を主流化する平和維持活動局の努力を歓迎し、子ども保護アドバイザーを平和維持活動並びに関連平和構築および政治ミッションに派遣することを奨励し、かかる職務権限に子どもの保護のための特定の規定を含み続けることを決定する。
12. 加盟国、国際連合平和維持、平和構築および政治ミッション、国際連合国別現地チームが、それぞれの職務権限内でかつ関係国の政府と緊密な協力をもって、とりわけ国境を超える問題に関し、子どもと武力紛争安全保障理事会作業部会の関連結論および決議 1612 (2005) の第 2 項 (d) を念頭に置き、子どもの保護の問題に関する情報交換および協力のための適切な戦略および調整手続を設立することを要請する。
13. ユニセフおよびその他の子どもの保護関係者によって認められた模範例の上に構築さ

れた効果的な子どものための武装解除・動員解除・再統合プログラムは、適用される国際法に違反して軍隊や武装集団によって徴兵または使用された全ての子どもたちの幸福にとって重要であり、また恒久的な平和および安全保障のための重要な要素であることを強調し、またかかる共同体を基盤としたプログラムが時機にかなった持続的且つ適切な資源と資金が受けられることを確実にすることを、国の政府および援助者に促す。

14. 武力紛争によって影響を受けた全ての子どもたちのための効果的な福祉プログラムの創設の為に、時機にかなった持続的且つ適切な資源および資金の重要性を強調する。
15. 加盟国、平和構築委員会およびその他の関係当事者を含む国際連合関連機関は、武力紛争によって影響を受けた子どもたちの保護、権利、幸福および能力の強化が、全ての平和過程に統合されること、および紛争後の復興と再構築計画、プログラムおよび戦略は、武力紛争によって影響を受けた子どもたちに関する問題を優先的に扱うことを保障することを要請する。
16. 関係加盟国に対し、武力紛争の状況下で子どもに対して犯された暴力および虐待の執拗な犯罪者に対して、決定的且つ迅速な行動を取るよう要請し、また、さらに彼らが子どもに対する犯罪者の刑事責任の免除に終止符を打つことを目的に、国内司法制度および適用される場合には国際的な司法手続および混合刑事裁判所並びに法廷を通して、子どもの徴兵と使用、殺害と傷害およびレイプ並びにその他の性的暴力を含む、適用される国際法によって禁止されているかかる違反に責任を有する者を訴追することを要請する。
17. 事務総長に対し、適当な場合、監視および報告手続を完全な能力にまで引き上げ、子どもに対して実行された全ての暴力および虐待に対する迅速な弁護および効果的な対応を可能とし、かかる手続によって集められ、また手続に提出された情報が正確で信頼でき、そして検証しうるものであることを保障するための必要な措置を取り続けることを要請する。
18. 事務総長に対し、現在の仕事量および能力の強化の必要性並びに制度的継続性を考慮に入れ、子どもと武力紛争安全保障理事会作業部会への行政的および現実の支援を提供することを要請する。
19. 事務総長が、2010年5月までに、本決議を含む子どもと武力紛争に関する安保理決議および議長声明の実施に関し、以下のことを含む報告書を提出することを要請する。具体的には、

- (a) 本決議第3項に従い、安全保障理事会の議題またはその他の関連状況において、武力紛争の状況にある添付された当事者表。
- (b) 武力紛争下において子どもたちに実行された全ての暴力および虐待に終止符を打つために、付属資料に記載された当事者によって取られた措置に関する情報。
- (c) 決議1612(2005)で設立された監視および報告手続の実施で為された進展に関する情報。
- (d) 2009年末までに開催される予定の非公式会合中の、作業部会のメンバー全てが表明する見解を念頭に入れた、事務総長の定期的報告書の付属資料に掲載あるいはそれから削除する当事者に用いられた当事者選定基準および手続きに関する情報。

20. この問題に積極的に引き続き取り組むことを決定する。